

ATC再発見 **Radio Telephony Meeting**

ATS委員会
Vol.043 2023.12.25

【STARに関わるAIP改正】

1. 改正の背景

「STARに公示された速度の有効性」に関して、運航者からのAIPの見直し提案に基づき、パイロットの理解促進の観点から2023年5月18日付で改正されました。改正点は表現のみで、STARの運用方法、管制運用方式の変更はありません。

2. 改正のポイント①

2.1.1 以下の用語により、公示されたSTARの経路及び速度を遵守した飛行が承認される。なお、この承認のみで降下を開始してはならない。

“CLEARED (TO [clearance limit]) VIA [STAR name] ARRIVAL”

※ STARを承認された段階で、STARに公示された経路及び速度を遵守した飛行が求められます。尚、STARの承認時には高度の通報が必要で省略することはできません。(管制方式基準II-7-(2)a)

3. 改正のポイント②

2.1.2 速度が公示されたSTARを承認された場合であって、管制機関から別途速度に関する指示（STARの承認前に出された指示を含む。）があったときは、当該指示が優先される。

※ 管制官による速度調整はSTARに公示された速度より優先されます。STARを承認される前に指示された速度調整も引き続き有効です。

4. 改正のポイント③

2.1.3 以下の用語により、STARの高度制限を遵守した降下が指示される。

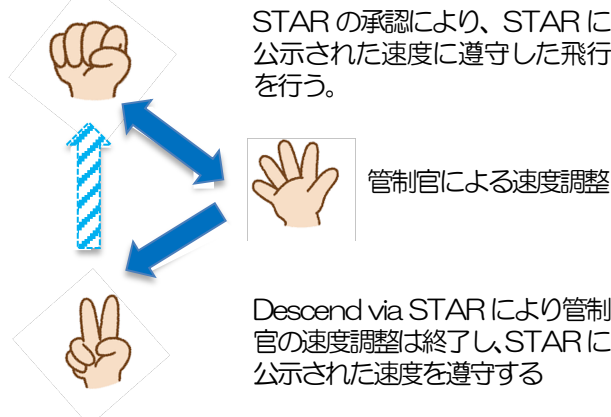
「STARの高度制限に従い[高度]まで降下してください。」“DESCEND VIA STAR TO [altitude]”

注1：この指示があった場合、指定された高度への降下時期はパイロットに任せられる。

注2：この指示があった場合、管制機関から別途速度に関する指示がない限り、それ以前に行われていた速度調整は自動的に終了する。このとき、STARに公示された速度は有効となる。

※ “DESCEND VIA STAR TO [altitude]”で管制官による速度調整は終了します。このとき、STARに公示された速度が有効となります。

5. STARに公示された速度と速度調整の関係



6. 高度制限の有効性は？

2.1.4 公示されたSTARの制限のうち、高度制限については以下の場合、全て無効となる。

- 飛行中において、
- a) あらかじめ高度（現在指定されている高度を含む。）が指定された場合
 - b) 飛行経路が変更（フィックスへの直行を含む。）された場合

※ STARに公示された高度制限は記載のとおりです。STARに公示された速度及び管制官による速度調整は、a)及びb)による影響を受けません。

7. 各指示による有効/無効の整理

	Descend via STAR	Descend and maintain	Recleared direct
STARに公示された高度制限	有効になる	すべて無効になる	すべて無効になる
STARに公示された速度	有効（STAR承認時の状態に戻る）	引き続き有効	引き続き有効
管制官による速度調整	無効になる	引き続き有効	引き続き有効

8. 今後の課題

速度が公示されたSTARを承認された場合で、管制官が公示された速度をキャンセルするケースがありますが、日本には正式な用語は導入されていません。

この「ATC再発見 **Radio Telephony Meeting**」は、JAPA ATS委員会とATCAJ技術委員会が参加しているR/T Meetingで討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。